

面談方法のご案内

(コロナウイルス予防措置)

相続税の税務申告手続きにつきましては、従来からご面談による打ち合わせをさせて頂いており、相続人様のご都合の良い場所と時間に合わせてご訪問しておりますが、昨今のコロナウイルスの感染拡大により人が集まり打ち合わせをすることのリスクが高まっております。

ご家族が集合する際の公共交通機関利用のリスクとご面談による接触感染リスクをなくすためにパソコン機器を利用したテレビ電話によるオンライン面談も可能です。

簡単操作で出来ますのでお気軽にお申し付け下さい。

もしパソコン等の機器が無い場合には弊社からタブレットをお送りすることも可能です。

(数に限りがありますので順番となります。)



もちろん従来通りの対面面談も可能です。

もし対面面談による打ち合わせをご希望される場合には、マスク着用の上細心の注意をしてご訪問いたします。



オンライン面談を選択された場合には、

申告報酬から 30,000 円の割引をさせて頂きます。

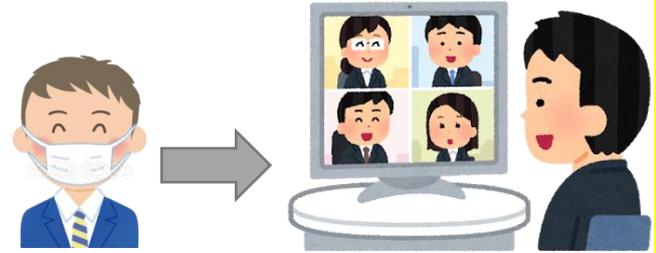
感染リスクを減らしながら相続税を最大限節税し申告書の作成を行います。どうぞ宜しくお願い致します。



テレビ会議（オンライン面談）のメリット

1、人の密集を避け、長時間の面談が可能

マスク着用で話をすると聞き取りにくいことも多いですが、オンライン面談では**マスク無しで長時間の面談が可能**なのでより分かりやすく細かな説明ができます。



2、遠方にお住まいの各相続人様の移動時間を節約

全国どこからでも面談が可能です。

（日時、場所、時間の制限がありません）

お仕事終わりの時間でも面談が可能です。

ご家族が遠方にお住まいの場合、ご自宅から家族会議が可能



3、何度でも相談が可能

一度目の面談後に質問点や不明点が出てきた場合には簡単に再度オンライン面談による説明が可能です。



4、（報酬の割引がある）

ご不明点やご質問がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

078-335-2017

税理士法人 高橋資産会計事務所